

吸収分割に係る事後開示書面

2021年8月1日

東京都中央区銀座一丁目10番6号
ロードスターキャピタル株式会社
代表取締役 岩野 達志

東京都中央区銀座一丁目10番6号
ロードスターインベストメンツ株式会社
代表取締役 貝塚 浩康

ロードスターキャピタル株式会社（以下「ロードスターキャピタル」又は「分割会社」といいます。）及びロードスターインベストメンツ株式会社（以下「ロードスターインベストメンツ」又は「承継会社」といいます。）は、2021年6月15日付で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2021年8月1日を効力発生日として、分割会社が営むコーポレートファンディング事業及び仲介・コンサルティング事業（これらに付随する業務も含む。なお、仲介事業には不動産の他、有価証券の仲介業も含み、コンサルティング事業には、投資運用業及び投資助言・代理業に係るコンサルティング業務は含まれないものとする。）以外の全ての事業（以下「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行いました。本吸収分割を行うに際して、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号及び会社法施行規則第201条により開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日

2021年8月1日

2. 分割会社における法定手続の経過

(1) 分割会社における株主の差止請求手続

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であり、会社法784条の2但書に定める場合に該当するため、会社法第784条の2の規定による差止請求の対象ではありません。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であり、会社法第785

条第1項第2号に定める場合に該当するため、会社法第785条の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権者の新株予約権買取請求手続

分割会社は、会社法第787条第1項第2号に定める新株予約権を発行していないため、同号の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者保護手続

分割会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、令和3年6月22日付で官報及び電子公告による公告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 承継会社における法定手続の経過

(1) 承継会社における株主の差止請求手続

承継会社の株主は分割会社のみであり、会社法第796条の2に基づき、吸収分割会社に対して本吸収分割の差止請求を行った株主はありませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求手続

承継会社の株主は分割会社のみであり、本吸収分割は会社法第796条第1項に規定する略式分割に該当するため、会社法797条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者保護手続

承継会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に従い、令和3年6月22日付で官報及び電子公告による公告を行いましたが、所定の期間内に同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本吸収分割により承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、効力発生日である2021年8月1日をもって、分割会社から本吸収分割契約の定めに従い、本事業に関する資産、債務その他の権利義務を承継いたしました。なお、吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した資産、負債の額（概算値）は、次の通りです。

資産：2,086百万円

負債：1,963百万円

5. 本吸収分割に係る変更登記をした日

2021年8月2日（予定）

6. その他本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上